

固定資産税「分離課税申出書」の記載方法について

日頃より、市税行政に格別なご理解をいただきありがとうございます。

さて、家屋に付合する物に係る固定資産税は、本来家屋の所有者に課税されるのですが、貸しビル等、家屋を借り受けて事業をされている方（テナント）が施工した内装等の附帯設備（以下「特定附帯設備」という。）については、償却資産としてテナントが納税義務者となります。

また、家屋所有者が施工した主体部分等については、家屋として固定資産税が課税され、家屋所有者が納税義務者となります。（家屋所有者が施工した部分であっても、リース契約において所有権がリース事業者にあり契約期日をもって原状回復が見込まれる場合に限っては、償却資産としてリース事業者が納税義務者となります。）

したがって、テナント分（またはリース事業者分）、家屋所有者分を分離して固定資産税が課税されることになります。

つきましては、テナント分（またはリース事業者分）、家屋所有者分を明確にするため、同封の「分離課税申出書」をご記入の上、必要書類を添付し、下記まで提出（郵送可）をお願いします。

添付書類

- 1 テナント（またはリース事業者）施工部分分かる図面のコピー
- 2 賃貸借契約書（またはリース契約書）のコピー

【書類提出先・お問い合わせ先】

葵区に 資産をお持ちの場合	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 固定資産税課 家屋第1係	☎ 054-221-1047
駿河区に 資産をお持ちの場合	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 固定資産税課 家屋第2係	☎ 054-221-1547
清水区に 資産をお持ちの場合	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水市税事務所 家屋係	☎ 054-354-2082 054-354-2083
償却資産についてのお問い合わせ先	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 固定資産税課 償却資産係	☎ 054-221-1048

※ こちらは、静岡県静岡財務事務所へ提出する「附帯設備に属する部分の価格の申出書」とは別の書類になりますので、お間違えのないようご注意ください。

※ 把握が困難な場合、見積書等を見せていただくことがあります。

※ この申出書は必ず家屋所有者もしくは家屋所有者から委任状を受けた者が記載して下さい。

分離課税対象となるもの

家屋所有者欄 (大 家)	主体構造（屋根構造、床構造含む）、基礎工事、外周壁骨組、間仕切骨組、屋根仕上、外壁仕上、床仕上、内壁仕上、天井仕上、建具、造作工事、仮設工事、 建築設備→電気設備（※１）、給排水、衛生及びガス設備等 （事業者が償却資産申告するものを除く）
テナント欄	外周壁骨組、間仕切骨組、屋根仕上、外壁仕上、床仕上、内壁仕上、天井仕上、建具、 建築設備→電気設備（※１）、給排水、衛生及びガス設備等 （事業者が設置し、事業の用に供するもので償却資産申告するものに限る）

※１ 工場等の動力源である電気設備、ビル等における受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、電話交換機は除く

別途償却資産として申告が必要となるもの

【構築物】

煙突、橋、塀、門、焼却炉、舗装路面、広告設備、水槽、貯水池、緑化施設、庭園、フェンス、その他土地に定着する土木施設など、
テント倉庫（家屋として認定される場合は償却資産申告不可）、
屋外広告塔、屋外照明設備など

【機械設備及び装置】

【船舶】

【車両及び運搬具】

【工具、器具及び備品】

ロッカー、金庫、パソコン、ワープロ、レジスター、陳列ケース、
テレビ、ルームクーラー、冷蔵庫、看板、ネオン管、その他業務用備品、
自動販売機、医療用機器など

【その他】

ネオンサイン、屋外に設置されたガス及び水道管など

＜お願い＞

家屋の分離課税が適用された場合、その後、テナント（またはリース事業者）の退去、当該設備の収去又は未収去、新たな入居事業者による特定附帯設備の新設施工、特定附帯設備の所有権の異動、分離課税の廃止、家屋所有者が内装・設備を所有することとなった場合等の異動があった場合は、家屋所在区を管轄する部署への連絡をお願いします。